

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第五号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和六年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：令和4年11月21日

(令和4年度諮問第15号)

答申日：令和6年10月30日

(令和6年度答申第5号)

## 答申内容

### 第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和4年7月4日付けで審査請求人甲（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った令和4年度固定資産税・都市計画税課税処分（以下「本件課税処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）のうち、審査請求人以外の共有者に対して課税処分を行うよう求める部分については却下すべきであり、その余の請求については棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

租税債権は、納税通知書を納税義務者に通知することにより具体的に成立するものであるから、計4通の令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書（以下、これらをまとめて「本件各通知」という。）は、納税義務者に対して送付される必要があるところ、本件各通知の宛名は、「外1名」又は「外」と記載されており、審査請求人の氏名も、他の共有者の氏名も、明示されていない（「甲 外1名」又は「甲 外」という氏名を持つ人物は存在しないため、本件各通知の宛名は審査請求人を示すものではない。）。

このように、本件課税処分は、納税義務者に対する適法な課税通知を欠くものであるから、違法とすべき瑕疵がある。よって、本件課税処分は取り消されるべきであり、審査請求人及び他の共有者を宛名に記載したうえで、双方に対して個別に課税通知を送付すべきである（審査会注：審査庁は審査請求人の主張内容について「審理員意見書のとおり」とし（令和4年11月21日付け諮問説明書（以下、単に「諮問説明書」という。）・3の(1)）、審理員意見書では審査請求人の主張として「乙を宛名に記載したうえで……課税通知を送付すべきである」が記載されている。しかしながら、審査会が一件記録を見分したところ、上記のとおり、審査請求人は、乙以外の共有者についても宛名に記載して課税通知を送付するよう主張している。）。

#### 2 審査庁の主張の要旨

諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求は理由がないから、棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却すべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 本件課税処分 of 適法性について

ア 本件各通知の名宛人について

共有不動産についての固定資産税及び都市計画税は、共有者が連帯して納付する義務を負うこと、また、これらの税は賦課課税方式をとっており、納税通知書を納税者に送付することによりその租税債権が具体的に成立するから、共有不動産についての固定資産税及び都市計画税は、納税通知書の送付によりその名宛人として送付を受けた者に対してのみ具体的な租税債権が成立することは、審査請求人の主張するとおりである（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第10条の2、同第13条、同第359条）。

そうであるところ、審査請求人が本件課税処分に先立って、自身を乙及び丙の相続人代表に指定する届出を処分庁に提出したことは、当事者間でも争いがない事実であり、そして、審理員の調査結果によれば、処分庁は、当該届出に基づいて、本件各通知を審査請求人宛てに送付したこと、また、本件各通知の宛名の「外1名」又は「外」という記載は、名宛人である審査請求人以外にも納税義務者（共有者）が存在することを明らかにする趣旨で記載されたことが認められる。

したがって、本件各通知は、審査請求人に対してのみ行われた課税処分にかかる、審査請求人を名宛人とする通知であることが明らかである。ゆえに、名宛人欄に「外1名」又は「外」という記載があることをもって、審査請求人に対する通知ですらないとする審査請求人の主張は、失当である。むしろ、「外1名」又は「外」という宛名の記載については、当該記載によって、名宛人は他の納税義務者が存在することを知らることができるのであり、仮に自身が全額を納税した場

合に、他の納税義務者に求償が可能であることを認識できるなどの点で、名宛人の便に資するというべきである。

#### イ 他の納税義務者に対する課税通知の要否について

審査請求人は、審査請求人以外の納税義務者（共有者）である乙に対しても、課税通知を送付すべきであり、乙に対する課税通知を欠く本件課税処分は違法である旨主張する。

しかしながら、法第10条の2は、共有物件の共有者は各人が全体に対する連帯納税義務を負う旨規定しており、そして、民法（明治29年法律第89号）第432条（原文ママ）は、数人が連帯債務を負担するときは、債権者はその債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に総債務者に対して、その債務の全部又は一部の履行を請求することができる旨定めている。したがって、共有者である共同相続人のうちいずれの者に対して、またいかなる順序で納税の告知を行うかについては、連帯債務の債権者たる地方公共団体の長の裁量に委ねられていると解するのが相当である。

これを踏まえて本件課税処分をみるに、処分庁は、前述のとおり、審査請求人が提出した、自身を乙及び丙の相続人代表に指定する届出に基づき、審査請求人に対してのみ課税処分を行ったものであるから、本件課税処分に何ら違法な点はないというべきである。そして、本件課税処分は審査請求人に対してのみ課税を行うものであるから、本件各通知が審査請求人のみに送付されたことについても、何ら違法性はなく、乙に対する課税通知の送付の必要性は認められない。

以上により、本件課税処分を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

#### (2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件課税処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和4年11月21日）

2 第1回審議（令和6年8月30日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和6年10月30日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

#### 第5 審査会の判断

1 法令等の規定

##### (1) 法

第9条の2 納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第13条を除く。）においては、第11条第1項に規定する第2次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相

続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

第10条の2 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

第13条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

## (2) 民法

第436条 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の1人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

## (3) 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日総税市第16号）

### 第2節 納税義務の承継

#### 10 相続人からの徴収手続

納税者又は特別徴収義務者につき相続の開始があった場合においてこれらの者に送達すべき書類は、各相続人の承継額につき個別に送達するのが原則であるが、地方団体及び納税者等相互間の徴税及び納税手続の便宜を考慮し、相続

人は、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を定め、この旨を地方団体の長に届け出たときは、その代表者がこれらの処分に関する書類を受領することができるものであること。

なお、すべての相続人又は相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に当該届出がないときは、地方団体の長は、相続人の1人を指定し、その者を代表者とすることができるものであること。（法9の2、令2）

- (4) 以上の法令等の規定を前提に、本件課税処分が違法又は不当であるかについて「2 理由」の項で検討する。

## 2 理由

### (1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 処分庁は、令和4年4月1日付けで本件各通知を審査請求人の住所宛てに送付した。

イ 本件各通知のうち2通については名宛人が「甲 外1名」とされ、そのうちの1通に記載されていた本件課税処分の客体は、A市B町C〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇、同町D〇番〇の土地6筆で、いずれも審査請求人が持分2分の1、乙が持分2分の1として令和4年1月1日時点で登記簿に登録されていた。

また、もう1通に記載されていた本件課税処分の客体は、A市B町C〇番〇、〇番、同町E〇番〇、〇番、〇番、〇番〇、〇番、〇番〇、〇番〇、〇番〇の土地11筆で、いずれも審査請求人が持分2分の1、丁が持分2分の1として令和4年1月1日時点で登記簿に登録されていた（この点、審査庁は認定事実については審理員意見書のとおりとし（前記第2の2の(2)のア）、審理員意見書では上記11筆の土地の所有者を審査請求人及び乙とする。しかしながら、登記簿上、上記11筆の所有者は審査請求人及び丁であることが認められる。）。

ウ 本件各通知のその余の2通については名宛人が「甲 外」とされ、そのうちの1通に記載されていた本件課税処分の客体は、A市B町E〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇、同町C〇番〇の土地5筆で、いずれも登記名義人乙の1名の所有として令和4年1月1日時点で登記簿に登録されていた。

また、もう1通に記載されていた本件課税処分の客体は、A市B町C〇番〇、〇番〇を所在地とする6棟の家屋で、いずれも丙1名の所有として令和4年1月1日時点で家屋補充台帳に登録されていたが、丙は平成〇年〇月〇日に死亡している。

エ 乙は、令和〇年〇月〇日に死亡した。

オ 審査請求人は、令和4年7月4日付けで、他の共有者に対する納税通知を発送していない本件課税処分は違法であるとして、本件課税処分の取消し及び他の共

有者に対する納税通知の発送を求めて、本件審査請求を申し立てた。

(2) 判断

ア 審査請求人の請求の趣旨について

審査請求人は、①自らに対する本件課税処分を取り消すとともに、②自分以外の共有者に対して課税処分を行うよう求めている。このうち②については、処分の取消しを求める審査請求とは違い、行政庁に処分の発動を求める審査請求である。

そこで、行審法上、審査請求人がそのような処分の発動を求める審査請求を行うことが許容されるか否かについて、審査請求の二つの類型（「不作為についての審査請求」及び「処分についての審査請求」）に基づいて以下検討する。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）には処分の発動を求める訴えの類型として「非申請型義務付け訴訟」が定められているが、行政不服審査制度においてもこのような請求が認められるのかについて併せて検討する。

(ア) 「不作為についての審査請求」について

行政庁に処分の発動を求める審査請求の類型としては、行審法上、「不作為についての審査請求」が認められているが、この類型の審査請求をできる者は「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」に限られている（行審法第3条）。

これを本件についてみるに、審査請求人は「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」には当たらない。したがって、審査請求人による「自分以外の共有者への課税処分の発動の求め」は「不作為についての審査請求」に当たらない。

(イ) 「処分についての審査請求」について

「処分についての審査請求」に対して、審査庁が認容裁決をする場合、行審法第46条において次の二つの定めが置かれている。

a 処分の取消し又は変更（第1項）

審査庁は処分の全部又は一部を取り消し、又は処分を変更する。このうち「変更」とは、処分はそのまま存続され、処分の法律効果だけが変更されることを指す。

b 処分の取消し及び認容処分の発動（第2項）

前記 a の処分の取消しのうち、審査庁が、法令に基づく申請について却下又は棄却する処分を取り消す場合、申請に対して一定の処分をすべきと認めるときは、審査庁が上級行政庁であれば、処分庁に対して申請を認容する処分をすべきことを命じ、審査庁が処分庁であれば、申請を認容する処分をする。なお、この第2項は、行政事件訴訟法の「申請型義務付け訴訟」を参考に設けられた規定であるとされている。

c 前記bのとおり、「処分についての審査請求」においても、「法令に基づく申請がなされていること」という条件が満たされれば、行政庁が処分を発動することが認められている。

これを本件についてみるに、審査請求人は法令に基づく申請をした者には当たらない。したがって、仮に審査請求人の請求が認容されても、法令に基づく申請が存在しない以上、審査請求人本人に対する本件課税処分が取り消されるだけで、処分庁による処分（自分以外の共有者に対する課税処分）が発動されるわけではない。

(ウ) 非申請型義務付けについて

審査請求人の「自分以外の共有者に対する課税処分の発動の求め」については、審査請求人が法令に基づく申請者ではないことから、「非申請型義務付けの請求」と解される。この非申請型義務付けの請求は、平成28年度に行審法が改正されるまでの国の検討過程において「行審法に設けることは適当でない」とされ（「行政不服審査制度の見直し方針」（平成25年6月総務省）参照）、行審法に規定されていない。

(エ) 以上のことから、審査請求人の請求のうち「自分以外の共有者に対する課税処分の発動の求め」は、不適法な請求といわざるを得ず、却下を免れない（この点、審査庁は「本件審査請求は……棄却すべき」とするが（前記第2の2の(1)）、上記のとおり「却下」とするのが相当である。）。

イ 本件課税処分の適法性について

(ア) 本件各通知の名宛人について

固定資産税及び都市計画税は、賦課課税方式をとっており、これらの税の納税通知書が納税者に送付されることにより、当該納税者に対する課税庁の租税債権が具体的に成立することは、審査請求人の主張するとおりである（法第13条）。

そうした中、本件各通知の名宛人として記載されていた「甲 外1名」又は「甲 外」のうち「甲」が審査請求人を指すことは論を待たない（「外1名」又は「外」と記載されていても、審査請求人たる「甲」を特定することに何ら支障は生じない。）。したがって、本件各通知により、本件課税処分に係る処分庁の債権は審査請求人に対して具体的に成立しているというべきである。

したがって、「適法な通知を欠くため本件課税処分は違法である」とする審査請求人の主張は採用できない。

(イ) 他の納税義務者に対する課税通知の要否について

審査請求人は、審査請求人以外の納税義務者（共有者）に対しても、課税通知を送付すべきであり、他の共有者に対する課税通知を欠く本件課税処分は違法である旨主張する。

しかしながら、法第10条の2は、共有物件の共有者は各人が全体に対する連



帯納税義務を負う旨規定しており、民法第436条は、数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる旨定めている。したがって、共有者である共同相続人のうちいずれの者に対して、またいかなる順序で納税の告知を行うかについては、連帯債務の債権者たる地方公共団体の長の裁量に委ねられていると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、審査請求人は、本件課税処分客体たる不動産の共有者の一人であるから、当該不動産全体に係る固定資産税及び都市計画税の納付義務を負っているというべきである。したがって、処分庁が審査請求人のみに本件課税処分を行ったことに違法な点はなく、「他の共有者に対する課税処分を欠くため本件課税処分は違法である」とする審査請求人の主張は採用できない。

ウ 前記のほか、一件記録を見分したところ、本件課税処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求のうち、審査請求人以外の共有者に対して課税処分を行うよう求める部分については却下すべきであり、その余の請求については棄却すべきである。

よって第1のとおり答申する。

#### 広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	横	藤	田	誠
委員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。